



平成 28 年 3 月 3 日

一般社団法人大宮地区労働基準協会長 殿

埼玉労働局労働基準部長

派遣労働者に対する安全衛生教育の実施等安全衛生の確保について

貴団体におかれましては、平素より労働基準行政への御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 73 号)の施行に伴い、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成 11 年労働省告示第 137 号)、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成 11 年労働省告示第 138 号)、また、「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」(平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331010 号)が一部改正されたところです。

派遣労働者の安全衛生を確保するためには、派遣元事業主、派遣先事業主が各自、又は両者が適切な連絡調整等に取り組む必要があります。

このようなことから今般、別添のパフレットを作成いたしましたので、貴団体におかれましては、関係事業場が参集する機会、会報の送付等のあらゆる機会を捉え、改めて周知していただきますようお願い申し上げます。

(参考)

通達「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」(平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331010 号)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/dl/tp0401-1b.pdf>

パンフレット「派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために(派遣先事業者向け)」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000111920.pdf>

